

建設工事共同企業体運用基準の一部改正について

平成28年6月1日付で次の改正を行いました。

○改正内容

第7条第2項中「主たる営業所」を「本店又は受任先となる支店若しくは営業所等」に改めました。

第9条第1項第4号中「2,500万円」を「3,500万円」に、「5,000万円」を「7,000万円」に改め、同項第5号中「3,000万円」を「4,000万円」に、「4,500万円」を「6,000万円」に改めました。

○改正理由

監理技術者の配置が必要となる下請契約の金額及び専任の主任技術者等の配置が必要となる請負代金額が引き上げられること、構成員についての表現が美唄市一般競争入札(地域限定型)実施要綱及び告示に記載している表現と異なっていることから統一させるための必要な改正を行いました。

○その他

改正後の運用基準は、市閲覧室で閲覧に供しているほか、市ホームページに掲載しています。

(総務課契約管財係)